

第 11 回大阪市市民活動推進審議会

日時 平成 21 年 10 月 19 日（月）午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分

場所 大阪市役所 屋上階 P1 会議室

《出席委員》（委員・五十音順）

相川委員 有田委員 坂委員 早瀬委員 廣田委員

松浦委員 三木委員 山内委員

《本市出席者》市民局長 安全・市民活動担当部長 市民活動担当課長

市民活動担当課長代理、市民活動担当係長

《傍聴状況》0 名

《当日資料》資料 1～2、参考資料

開会

（資料の確認）

（山内会長）

前回の審議会でいろいろな案がでて、まとめきれなかった部分がありますので本日開催することになりました。前回以降、二つのワーキングで推進指針と拠点施設について議論いただいております。それぞれ報告を受けていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、推進指針のほうから修正部分を中心にご説明をお願いします。

（早瀬会長代理）

前回の議論を踏まえて、かなり変更しております。

まず「はじめに」の部分で議論したのは、2 ページの図になります。以前は楕円の四層の円に地縁団体などを入れていましたが、あれは NPO の階層の話を説明しているだけで今回の指針の話にはあまり意味はないだろうということで、縦横十字の図に変更しました。

最初に営利団体と非営利団体の左右の軸にしたのですが、縦軸をどういう軸にするかを議論しました。市民参加度が高いという軸以外に、私益公益で分ける軸とか社会変革性の軸にするとかという議論があったのですが、仮に私益公益にして営利団体の公益を図の上のほうにした場合には、そこには電力や電鉄会社とかガス会社の公益の企業が入ってくる。そうすると私益の非営利というのはどういう団体になってくるかということ、趣味の会のような話になってしまう。さらに私益公益だと真ん中に共益という概念が入ると思うのですが、今回の協働指針の対象の一つの地縁団体は共益性が強い部分があるので、そういう団体が図の隅っこのほうになってしまうことになる。

今回、なぜ協働というのを掲げるのかということ、市民の自治力を高めて市民主体のまちづくりを進めるという概念があるので、市民の参加度というキーワードで軸を作ったほうが、趣旨には合うのではないかとということで市民参加度という概念にしました。そのうえで作っていくと、組織率とかいろいろとあるかもしれませんが地縁団体があるので、非営利団体の市民参加

度が一番高いのは地縁団体になって、NPO 法人に関しては市民参加のほとんどない場合もあるので、図の下のほうになっている部分があります。公益法人になると労働組合といったものも公益法人ですが、労働組合でも市民との接点が多い団体もあるので、図の上のほうに少しかかっている部分があります。営利団体に関して実際は非営利会社的な話になるのですが、最近ではまちづくり会社とか社会的企業というものがある。図の下のほうに一般企業は市民参加度が低いような形にしていますが、他のものとの統一性を図るために図として書き込むことはなかったのですが、企業の CSR の取組みの中で市民と繋がっている企業もあると思いますので、2 ページの文章の最後のところで「一般企業においても CSR 活動などの形で、協働に関わる事例も始まっています。そのような意味では、さまざまな団体が協働の対象となりうると言えます」といった形にまとめています。

続いて第 1 章に関しては、文言はほとんど変わっていないと思いますが、元々は(2)のところに から とあったと思うのですが、 はなぜ協働が必要なのかということで違う文脈になっているので、(3)にしようということで、5 ページに(3)「協働」と既存の施策との違いという形にしています。

細かい文字の修正は入っているのですが、大きく違うのは、前の報告で図が入っていたものを文言に変更しています。協働と外注(アウトソーシング)との違いという形でまとめています。協働というと協調的な形が想定されますが、当初においては緊張的な関係から協働に発展する例もあるということで、例として囲み記事的に 5 ページの下のほうに入れてあります。

今後、中間報告からきちんとした報告にまとめていくときには、この例だけでなく色々な例を入れていけばという話をしているのですが、とりあえずはこういう形で修正をしております。

第 2 章の 6 ページはほとんど変わっていないと思います。変更があるとすれば、 になっていたものを(1)(2)(3)(4)と他の章と合わせたところなんです。前回の審議会では、ここは協働する意義と協働の領域という二つが入っていたのですが、分けて表記したというのが違いになっています。

続いて第 3 章も表現はほとんど変わってないのですが、 から までである見出しを 8 ページの図に連動させながら文言の統一を図るようにしました。8 ページの図についても変更しました。以前は点線の意味が分かりにくいということで、今回からグラデーションにしています。ここには濃いグラデーションのほうが行政責任は重いと説明されていないので、説明を入れたほうがいいのかもかもしれません。

表現についても民間主導の領域と行政責任の領域と表記を変えています。以前は民間責任の領域と行政責任の領域にしていたのですが、民間主導と行政責任に表現を変えています。それから宗教や特定の価値観の普及については、行政が関与しないことになっていますので、その辺の枠をはっきりと分けています。

そのうえで議論はあるかと思うのですが、協働の形態に補助とか共催があるのではないかとということで、あきらかに行政の責任が重い許認可や課税については補助ということはない。逆に新しい活動や開発に関するものは共催や委託はないであろうということで、矢印を外してい

ます。情報公開というのは、宗教団体は情報公開しないといけないというのはあるのですが、協働の議論で言えば協働するうえで情報公開がいるということで、図の左側に情報公開を明記しています。最近宗教団体の透明性ということも言われているのですが、民間が独自に事業する場合ということで、こういう形にしています。

9 ページからの部分で特に変更したところは、10 ページの図の3の表記が以前は【実践編】ではこうなるということを入れていたのですが、審議会で議論されていないものを表記するのはいかがなものかということで、第4章のほうにかなり含めた形にしています。その代わりに来年度以降に補完させるということで削除して、図の3の協働のステップのところには市民活動団体の自主的な能力向上とかマッチング体制の整備という表現を加えました。その分10ページから12ページのところに、以前はもっと簡単に準備段階のところでビジョンの共有化と相互理解の推進という意味を書き込んでいたのですが、そこに行政による支援として組織基盤の弱い団体に対して活動環境の整備をする必要があるとか、一方で市民活動団体自身が自主的に能力を向上させる必要があるといったようなものを書き込んでいます。

また拠点整備のほうの検討も進んでいるので、10ページののところで市民活動推進拠点のことも少しですが触れています。以前はこの後に【実践編】で入っていたマッチング体制の整備といったことも、ここに入れるように変更しています。

実行段階のほうでも、以前に議論した評価という表現があったのですが、チェックポイントという表現のほうの方が分かりやすいのではないかとということで、チェックポイントという表現にしています。内容そのものは来年度以降もしっかりと議論するが、例を挙げるとこういうこともあるのではないかとということでいくつか書き込んでいます。そのうえで、13ページの「終わりに」という部分を「今後のステップ」というふう置き換えたほうがいいたらうということで、今後の検討項目も書き込んでいっています。

以上が修正箇所になりますので、ご意見をいただければと思います。

(山内会長)

ありがとうございました。構成もすっきりして分かりやすくなったと思います。図も以前よりシンプルで分かりやすくなったと思います。

中間案については本日確定させていただきたいと思いますので、ご意見をいただいて文案まで固めていきたいと思います。

(早瀬会長代理)

補足をワーキングの委員の皆さんからいただければと思います。

(廣田委員)

拝見していて、すごく分かりやすいものになったと思います。

ひとつ気になったのは、守秘義務とかそういう関係のものはどこかに盛り込まなくてもよかったのかなと思いました。ワーキングの際にでも申しあげればよかったのですが、少し忘れていた部分があります。

それと文言を変えた民間主導の領域と行政責任の領域が、最初は民間責任の領域となってい

て民間責任とは何だろうと分からない部分があったので、表現は分かりやすくなったと思いますが、民間責任というのはこれからの概念としてはあってもいいのかなとも思います。変更になっているのですが難しいところです。ただ今回はこのほうが分かりやすいと思っています。

(相川委員)

今、廣田委員がお話されたことは9ページに少し入れています。ただ具体的に実行段階のところ、こういう場合は秘匿になる、こういう場合は秘匿と言われても隠さなくてもいいということは、【実践編】には明記すべきだと思っています。

(坂委員)

12ページの「全体を通じて」から「今後のステップ」のところで、いよいよこれからやるのだというのが項目に入っています。文章の中では「エンジン役が不可欠です」となっていて、この言葉は分かりやすいと思って読んでいました。

しかし、このエンジン役は今後どのような役割分担で誰がどうなのかということで見ると、下のところの協働推進会議のことを差すのか、各局・各区の協働推進担当職員の代表も交えて【実践編】を具体的に検討していくことも差しているのか分からない。せっかくこれからやろうとするものにエンジン役という役割分担をするときに、文章を読んでいくと何か流れているような気がします。

変更するとしたら「エンジン役は不可欠です」とした後に、誰がこのエンジン役になるのか入れたほうがいいのではないのでしょうか。例えば区や局の課長になるのかとか具体的に示したほうが、市全体として組織的に動かせるようなイメージが作れるのではないかと思います。このままでいくと、協働推進会議のことを差すのかなという読み方になってしまうと思います。

(相川委員)

その辺については書き込めなかった、というのが正直なところです。エンジン役として、市長か副市長をトップとする庁内連絡推進会議を設置する。あるいは、神戸市の「プラットフォーム」のように、そこに来れば協働に関する相談にのってもらえるワンストップ窓口のようなものを設ける、などの案が出ましたが、絞りきれっていません。

それとは別に、13ページのところで、第三者委員会の案も出しています。協働を進めていく上でトラブルなどが発生したとき、公平な立場で受け止める機関が、庁内と切り離れたかたちが必要だろう、という趣旨です。できれば、その第三者委員会に協働事例の評価や指針のフォローアップしてほしい、という話は議論の中では出たのですが、今の段階でそこまで書き込めないだろう、ということで、中途半端な言い回しになっています。ただ、今、坂委員に改めてご指摘をいただいて、せめて庁内の推進会議の意味づけぐらいはしたいと思いました。

(早瀬会長代理)

「エンジン役は不可欠です」の文章の後に「全庁に協働の取組みを広げていく役割を担う職員や機関が必要です」とあるので、文章が繋がるとすればここになると思うのですが、この書き方をどうしていくかだと思います。どう作るかは決まってないですね。

(市民活動担当課長)

現在は平成 14 年の公益指針に基づく公益活動推進会議というのを一旦立ち上げていまして、それが今回協働に代わっていっていますので、少し休眠状態になっている部分を活性化しないといけないと思っています。それと各局の協働の職員もいますので、この中間の取りまとめをたたき台として審議会と私どもの間で議論しながら、最終案のところで具体的に書き込んでいければと思っています。

(坂委員)

まとめていくということなので、今お話されたところを下の注釈のところにエンジン役とはこのようなところを予定しているということを書いていけば、文章は変更しなくても例示として分かりやすくなると思います。

(相川委員)

将来的にはこういうことが考えられるぐらいのところまでまとめればいいと思います。いいアイデアだと思います。

(早瀬会長代理)

注として「このエンジン役としては、全庁の推進体制あるいはワンストップサービスの窓口の設置」というようなことになると思います。

(有田委員)

市民活動推進拠点の中間取りまとめで言えば、12 ページの(3)で「庁内においては」という書き込み方をしました。

(早瀬会長代理)

文章は合わせたほうがいいと思うので「この推進役としては、行政内の横断的な推進体制の整備や協働に関する総合的なセクションの設置、第三者的な評価委員会などの意見も出ました」くらいでどうでしょうか。今、相川委員がまとめておられますがいかがでしょうか。

(相川委員)

「エンジン役としては行政内の横断的な推進体制の整備や協働に関する総合的なセクションの設置、第三者的な評価委員会の開設が必要などの意見が出ました」ということで注釈に入れたいと思います。

(山内会長)

文章の中では協働指針となっていて、標題は協働に関する指針になっているので、大阪市協働指針というのをメインのタイトルにして副題に標題の名前を入れたらどうでしょうか。市民協働という言葉は別に使うことにこだわらないのですか。

(市民活動担当課長)

市民協働は議会の中でも使われていて市民団体と行政との協働を差します。

(相川委員)

その市民団体に地縁組織は入っているのですか。

(市民活動担当課長)

条例に基づくと条例に入っていますので入っていることになります。

(有田委員)

そうなると第1章の協働とは何かの後に、市民協働とは何かと入れないといけないと思います。大阪市協働指針でいいのではないのでしょうか。

(早瀬会長代理)

議会答弁で、市民協働指針と言われている資料はありますか。

(市民活動担当課長)

標題に書かれているような市民活動団体等と行政の協働の推進指針とか、協働を推進するための指針を審議会の議論で策定していきますというような発言はあります。

(三木委員)

タイトルのところが市民活動団体等と行政の協働の推進指針で市民活動団体というのが出てきて、「はじめに」のところを見ていくと市民活動団体とは何かというと協働の対象が市民活動団体になっている。こういうふう読んでいくのかなという整理が少しいるのかなと思います。

それと図の1で法人格を持っていないNGOグループであるとか、消費者の目線を持って活動しているグループというのはどこに入るのかと考えたときに、ボランティアグループしかない。ただボランティアグループと言われると違和感があるので、そういう団体が図を見たときに、私たちも対象なのだ分かるような書き方をしていただければと思いました。市民活動団体だと言われれば、自分たちはそうなのだ分かるのですが。

(早瀬会長代理)

今のお話で言うと1ページの下段落を「この指針において協働のパートナーとして想定している市民活動団体とは」としたほうが、今の定義を説明するにはいいですね。消費者グループはボランティアグループというイメージではないですね。

(三木委員)

ボランティアグループかといえば、自分たちはそうではないと言うと思います。

(早瀬会長代理)

当事者団体といえば消費者団体と思われると思うので、二つを加えましょうか。当事者団体と消費者団体として。そうなると、まだ他にも入ってないところもありますよね。

(坂委員)

労働組合を消して、各種団体にすればどうですか。

(早瀬会長代理)

各種団体にすると、地域だと色んな女性会とかを各種団体といいますので少し違って来るかなと思います。もちろんここに当事者団体とか消費者団体を加えてもいいのですが、少しの団体だけならいけるが、対象が多くなってします。

(有田委員)

ボランティアグループを少し小さくして、横に法人格を有さないNPOとかにすればどうでしょうか。

(市民局長)

条例でも市民活動団体を定義しているのですが、地域住民の組織、ボランティア団体、NPO その他の市民活動を行う団体となっています。

(早瀬会長代理)

今お話をされたところでは、その他の市民活動を行う団体ですね。そうすると、法人格を有さない団体のほうが広がる。そうすると本文の中でも消費者団体とか当事者団体という表現をいれたほうがいいですね。1 ページの最後の地域住民によって広く社会の問題解決に取り組んでいる団体の下に、消費者グループとか人権活動団体等を入れたほうがいいかもしれませんね。図のほうも本文に合わせて表現したほうがいいですね。

(有田委員)

たくさん入れていくほど抜けているところが目立ってくるので、大きくかかわってくるころだけでいいのではないのでしょうか。

それと企業の社会的企業はいいのですが、一般企業とはどんなものになるのですか。株式会社ですか。

(早瀬会長代理)

社会的企業の中にも株式会社形態をとっているところはあります。

(三木委員)

非営利企業という言葉もあります。

(早瀬会長代理)

今の会社法には営利という言葉は入っていないので、一般企業の一般を消すという方法もあります。ここは別に書かなくてもいいので本文中の表現も変更しましょう。

(山内会長)

図 1 の右上の表現はどういう形になりますか。

(早瀬会長代理)

ボランティアグループの部分を縮めて、その横に法人格を有さない NPO を入れます。それと、左下の一般企業を企業に変えて合わせて本文も変えます。本文にも地縁団体の次に消費者グループとか人権活動団体等を入れていきます。

(相川委員)

法人格を持たないボランティアグループとその上にあるので、特定非営利活動法人と順番を入れ替えて後にすればどうでしょうか。

(早瀬会長代理)

最後に法人格を持たないボランティアグループを持っていきましょう。もう一回言うと「その主な対象は、特定非営利活動法人 (NPO 法人)、地域住民によって広く社会の問題解決に取り組んでいる団体 (地縁団体)、法人格を持たないボランティアグループや消費者グループ、人権活動団体、当事者団体などです。」となります。ここでは「法人格を持たない」という表現がずっと後ろまで掛かってくることとなります。

(有田委員)

もう一つ引っかけたのは地縁団体という言葉なのですが、文中の説明には出てきているのですが、NPO 法人も地域で活動しているところもあります。

(早瀬会長代理)

NPO 法人には不特定多数のメンバーが入れるという定義があります。会員の得喪に関して制限をもってはならないというNPO 法人の要件があるので地縁団体ではないというのがそういう意味です。もちろん地縁団体が作っている NPO 法人もありますが。

(山内会長)

もともとNPO 法人は法人の名称で市民活動団体は活動の種類なので本当は並列するのはおかしいのですが、そこまで厳密に言うと法律の文章を作っているわけではないので。

(有田委員)

地域振興会のところなのですが、子育て高齢者地域課題の解決に取り組む地域密着型とあるのは、地域にベースをおいてということですか。これを差すのですね。

(早瀬会長代理)

大阪市でいう地域振興会です。

(有田委員)

女性会や子供会の地域密着型の市民活動はどうしたらいいですか。

(早瀬会長代理)

ここは最終的にまとめるときには、本腰を入れてやらないといけないといけないですね。今回はこれでいくとしても。

(三木委員)

7 ページのところの人権という部分ですが、本来は行政が侵害できないという部分が本来なので、本当は の民間自主管理領域というのが一番近い話で、これはむしろ社会権というのを念頭に置いたものとする、むしろ行政が入ってやってくださいという位置づけになります。しかし、基本的人権というのは、憲法で、自由権と社会権とが重なってしまう形になるので、その辺が気になります。ここの部分については、基本的には「人権保障領域」というのは「社会保障領域」としたほうが良いような気がします。

それと、その場合の順番としては、 の行政権力行使領域の次にくるということではなくて、 の行政・民間混在領域の上ぐらいになるような気がします。

(早瀬会長代理)

と は入れ替えてもいいかもしれません。社会保障領域のほうがいいですね。

(三木委員)

それと の民間自主管理領域の宗教・特定の価値観の普及はこれでいいのですが、思想信条というのはもっと幅広い話になるのかと思います。思想信条と宗教、特定の価値観というのは信条に入ると思います。

(早瀬会長代理)

7 ページの のところで例えば「健康で文化的な最低限度の生活を保障する領域」として、あえて憲法 25 条の表現をそのまま持っていてもいいですね。

(有田委員)

もしここで社会保障領域にするならば、点字の翻訳の前に在住外国人支援という言葉も入れていただきたいと思います。在住外国人の教育もかなり NPO が担っているので、理解しやすいと思います。

関連して 8 ページで形態の図を直していただいているのですが、13 ページでは企画形成段階から協働しようとなっているので、委託の矢印も「問題、提案、新規サービス開発」のところまで突き抜けるか途中まで掛かるのかしたほうが、まさにラウンドテーブルを作ったりしていこうとすることは、政策形成から入ることになります。そうでないと事業実施の遂行の段階だけ協働になってしまうと思います。

(早瀬会長代理)

補助はより主導的でまさに民間主導で、委託は行政が責任を持つ部分があるということで差をつけたのですが、先駆性を持ったことを委託で実施することがあるのかということになりますね。

(有田委員)

「問題発見、提案」で終わっていたらこれでよかったのですが、「新規サービス開発」になれば企画もしていくわけですね。もう一つ下ならいいのですが、その次が実施しかないので上までいかないといけないと思います。

(早瀬会長代理)

必ず全体の合意が必要な行政のほうが絶対に遅れると思います。だから民間の活動と一体になることはないと思います。けどそういう活動を応援する形態としては、補助かなということで差をつけました。委託できるほど全体の合意が得られるのならそうなります。委託となると行政が責任をもって取り組んでいくことになるので、それだけの合意が得られていない課題はたくさんあります。それを補助で行うので差があることになっています。

(坂委員)

今の意見は「新規サービス開発」ということが委託される場合もあるので矢印をかぶせないといけない。という単純な意見だったように思うのですが、大分専門的になってきている。

(有田委員)

5 ページでは従来のアウトソーシングの委託と違うとなっているので、これが一人歩きしていくとしたら、従来の委託だったら仕様書を作ってそれなりのところに決めるということになります。しかし、このページで述べられていることは解決手法を協働でどうやっていけるかということをお話し合いながら事業を作っていくということなら、それに沿って仕様書を作っていくことになるので、私は矢印を上までするべきではないかと思います。

(相川委員)

もう一つ矢印を加えてはどうでしょう。今の矢印は一回終わらせて、その上に新たな矢印を

つける。従来の委託の延長ではなく、新たな委託の形になると思うので。

(市民局長)

段階論の話をやっておられるのですが、公共サービスの実施のところに企画が含まれるのかどうかという議論を有田委員はされていると思います。その上の新規サービスで行政サービスをそもそも想定されていません。段階論になっているので、ここに行政サービスが入ってくるとかぶせている段階論がよく分からなくなってきました。

(早瀬会長代理)

「問題発見、提案、社会実験」みたいな表現に民間主導の領域のカッコ書きを変えたほうがいいのかもかもしれません。そうすると共催までは矢印を伸ばしたほうがいいのかもかもしれません。確かに「新規サービス開発」という言葉はやめたほうがいいのかもかもしれません。

(相川委員)

そうすると全部同じ矢印になってきます。

(早瀬会長代理)

そうですね。整理している意味が無くなってきますね。

(市民活動担当課長)

もう少し【実践編】のところで言葉で補足していくほうがいいのかもかもしれません。この図だけで表現してもなかなか分かりにくいのではないかと思います。

(早瀬会長代理)

「新規サービス開発」という言葉は、「社会実験」に変えたほうがいいのかもかもしれません。

(有田委員)

そうするとこの矢印を取ったらどうでしょうか。グラデーションで民間主導の領域と行政責任の領域が分かるようになっているので、形態については今後議論していくのだから様々な形態があるので、この三つにしばらくは矢印を取らなければいけないために矢印を取らなければいけません。

(早瀬会長代理)

今回の中ではやめたとしても、どこかで整理したほうが良いと思います。委託と補助の役割は、元来はやっぱり違うものだと思うので、どこかで明記したほうが良いかなと思います。今回は入れないということにしたいと思います。それと濃いグラデーションのほうが行政責任は強いという注釈をつけたいと思います。

(三木委員)

5 ページに例が載っていて分かりやすいのですが、気になったのはエレベーターを設置して終わりなのかということです。エレベーターの設置が実現して終わりではなくて、本当はこの後も続いて、むしろ今は意見を聞きながらどこに設置するかといった市が頼りにしているような部分があると思うので、この後の展開も追って書いてもらえれば良いと思います。エレベーター1 個を設置して終わりみたいな書き方になってしまっています。

(早瀬会長代理)

地方のほうがエレベーター設置は 100 パーセントになっていると思います。路線が少ない

地方都市のほうが簡単に 100 パーセントになるので、大都市ほど簡単に 100 パーセントにならない状況があります。

(廣田委員)

この市民団体はその後どうされているのですか。

(早瀬会長代理)

この団体はこの後解散して、大阪行動障害者応援センターに引き継がれています。

(山内会長)

標題の話に戻って、大阪市協働指針にするか副題についても入れるのかというのをどうしましょうか。

指針の作成に関して【基本編】と【実践編】に分けましたが、今回の中間取りまとめというのはどういう位置づけなのでしょう。

(早瀬会長代理)

【基本編】の中間取りまとめになります。この後パブコメを受けて最終的には【基本編】として大阪市に提出することになります。

詳しく議論もできてないので、タイトルの仮称として(仮称)大阪市協働指針にしましょうか。大阪市協働指針なら、タイトルは非常にすっきりしますね。ここに基本編なので、【基本編】とつける形でどうでしょう。

(市民活動担当課長)

あまり政令指定都市の指針の中に、市の名前が付いているものはありません。都道府県では付いているところもあります。

(山内会長)

付けていないと、協働指針と 4 文字だけになってしまう。大阪市協働指針【基本編】ということにしましょうか。

(早瀬会長代理)

文中も大阪市協働指針に変更します。

(山内会長)

これでは文章をまとめていただくことにして、市民活動拠点のあり方についての議論に移りたいと思います。有田委員から説明をお願いします。

(有田委員)

変更としては、まず章立てをして、協働指針と合わせた形でわかりやすくしました。

一つは市民局長からご意見をいただいた大阪に二つの拠点があることの相乗効果、特に pia NPO だけでなく大阪 NPO プラザが果たした役割が見える形になりませんかということでしたので、少し章の構成を変更しました。以前は「大阪市市民活動拠点の果たした役割と今後について」と「なぜ必要か」としていたのですが、「今後について」というのを別のところに入れ込んで、大阪の推進拠点と果たした役割と必要性というところで整理したので、一つ減っています。

それともう一つ、早瀬委員が指摘された普通財産で柔軟な運営ができたということがあったので、管理運営は今後の議論にはなりますが、少し入れさせていただきます。以上の二点が大きく変更になったところです。

2 ページの第 1 章ですが、指針のほうでは市民活動団体と表現し、拠点の検討では NPO と表現をしていたので、但し書きをしたほうが良いという話がありました。この中間取りまとめでは NPO という表現を多用すると書かせていただいたのですが、先ほどの議論もあったので「NPO を狭義の NPO 法人に限るのではなく、法人格を有さない NPO やボランティアグループ」という表現に変えさせていただきます。そして「地域密着型で活動する団体、公益法人などを包括している」とあえてこちらでは表現させていただきます。

第 2 章の課題は変わっていません。協働の課題は山積していますが、これは拠点施設推進に向けての課題という観点のみで書かせていただいています。

次に第 3 章ですが、ここを前回の審議会の議論から pia NPO と大阪 NPO プラザを分けて、どういう施設として作られたかという経緯と目的、施設の特徴ということで簡単にまとめました。そのうえで、二つあることの相乗効果を入れました。そして最後に「特筆しておくべきこと」ということで、「官設民営だったけれども柔軟な運営ができた」「自主運営方式をとった」「施設が普通財産であった」ということを強調させていただきます。

第 4 章の前回までとの大きな違いは、信用保証のところを整理した部分と最後の(11)を加えました。2 つの拠点があることによる相乗効果ということで、別の章をなくした部分で盛り込んだ部分と、こういった社会状況が背景にあって生まれたということと、2 つの施設は競合したのではなくて相乗効果を果たしたということとを述べさせていただきます。

そして、その施設の賃借契約が終了し、耐震の問題で今後の継続が難しいということと、第 5 章の冒頭に持ってきました。あえて 2 つの施設がこういう状態なのだという危機を盛り込んで必要性を述べていくという展開に変えさせていただきます。

第 5 章では「市民にとって」というところもわかりやすい表現に直しています。「NPO にとって」というところは、委員から出ていた意見で、拠点施設に入居している団体だけでなく、市内全域で地縁型として活動している地域密着型の団体にとっても、この施設がどういう利用価値があるのかという部分に触れておいたほうが良いということでしたので、「NPO にとって」と「地域にとって」というところで、そういう論点を入れました。「企業にとって」というところでは、ソーシャル・ビジネスという形での取組みが増えているので、社会起業家の人たちにとっても役立つ施設でありたいということで、(3)を増やしています。「大阪市にとって」というところも(2)が増えています。市民活動推進拠点というところで縦割りの施設間を繋ぐネットワークができるのではないかとこの部分を入れさせていただきます。先ほどから話が出ていたのが(3)で庁内の実施体制というものをそこで述べています。

第 6 章以降は、章の番号が変わっただけで内容に変更はありません。

変更があったのは第 9 章です。文章だけだったところを管理運営の手法ということと行政財産の活用ということの二つの点から、pia NPO と大阪 NPO プラザを運営するのに一番感じ

てきた部分なので、大きな点から述べていって、読みやすい形にしています。

以上です。

(山内会長)

ありがとうございました。前回から修正されている部分がありますので、ご意見をいただきたいと思います。ワーキングのメンバーの方からでも付け加えることがあればご意見いただきたいと思います。

(相川委員)

質問です。前回の審議会に出席できなかったのも、そのときに議論済み申し訳ないのですが、今の施設が2012年に賃貸契約が切れるのでその後の対応が必要、という部分は、第5章が初出でいいのでしょうか。「はじめに」のところにも少しでも触れておかないと、緊迫性が出ないのではないかと思うのですが。

(有田委員)

少し矛盾して聞こえるかもしれないのですが、pia NPO と大阪 NPO プラザがなくなるからつくらないといけないという論点になってしまっただけだと思っています。基本として、推進拠点は必要である。その背景として2つの施設がなくなるという流れが必要だと思っています。最初にありきではないほうがいいのではないかと思います。

(相川委員)

それにしても第5章まで、その旨が出てこないのは不自然に思います。「はじめに」の第五段落の後ろぐらいに、2012年に施設の賃借契約が切れる、という部分を入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。あえて入れない、という選択もあるので、あくまで案ですが。

(有田委員)

繰り返しになるのですが、pia NPO の代替施設をつくるための中間取りまとめになってしまう見方をされては困っているのです。

(早瀬会長代理)

もともとの出自は全然違うものになるので。市のほうは港湾局の移転後の地域対策になっていて、府のほうは市民活動拠点施設にしないといけないという指針が出ていたのですが、市のほうはありませんでしたので。

(坂委員)

1ページの下から4行のところを見ていて、先ほどの意見を踏まえてというイメージなのですが、言いたいことは中間取りまとめということよりも、市民活動拠点のあり方を真摯に受け止めるというようなことが言いたいことだと思います。細かいところになって申し訳ないのですが、パブリックコメントに出していく中間取りまとめを真摯に受け止めるということよりも、拠点のあり方を真摯に受け止めてほしいということで言葉を書いていけば、今の議論も含めて第5章にも繋がっていくと思います。このところが中間取りまとめをという部分で何か意味があったり、あるいはこれにこだわる必要があったりするのなら申し訳ないのですが。

(早瀬会長代理)

「大阪市におかれては、この拠点施設整備と意義を真摯に受け止められ」に表現を変えろということですね。そういう表現にしたほうが、よりストレートになりますね。

(坂委員)

そうです。中間取りまとめは方法論で出てきている言葉なので、第5章のことを含めて、ということが真摯に受け止めないといけないことになると思います。

(早瀬会長代理)

8ページの施設が2つあることの意義なのですが、相乗効果もありますが、2つあったからそうなった部分もあるかもしれませんが、1つだけではキャパが対応できない。現状を見ると、現実には需要に対応できない。たまたま1つだけがなくなったとしても大阪にとっては大変なことで、つまり需要がすごく多い。横浜なんかは、県内で二十数か所あって、駅前の県民活動センターは広い建物の4フロアある。それでも足りないと言っているので、相乗効果プラス量的にも余ってないようなことを書いていけばいいかなと思います。

(有田委員)

9ページの最後の段落のところに盛り込んでいけばいいかなと思います。

(早瀬会長代理)

9ページの最後の段落の「ノウハウや経験を継承するとともに」のところに「両施設で提供されてきたサービスが量的にも今後も維持されるように」とか「ニーズが拡大すると見込まれる」というような表現を入れればいいと思います。

(三木委員)

先ほどの協働指針のところと連動なのですが、協働指針のほうの図1にまちづくり会社とか社会的企業も対象に入れていくところの関係でいくと、2ページのほうで触れられていないので範囲がずれていってしまっている。協働指針のほうが右側の部分だけ書かれているところがありますので対応しているほうがいいと思います。

(有田委員)

NPOとはこういうことを指しますということは本文のなかでは触れられているのですが、コミュニティビジネスやソーシャル・ビジネスは言葉では触れている。5ページにも11ページにも書いてあります。

(市民局長)

最後の管理運営の部分なのですが、ご検討いただきたいという部分は、先に第3章にも書いてあるので、望ましいという形で言い切っていただいてもいいのかなと思います。

(有田委員)

先ほどの9ページのところですが、「緊急に検討すべき時期に来ている。」の後に、「今後ますます増加するニーズとNPOの数に対応するための施設規模についても検討する必要がある。」といれたほうが、要は施設規模の問題だけなのでいいかなと思います。

(廣田委員)

12ページの(6)が「よりよいまちづくりを進めるうえで」から「協働推進の拠点となりうる。」

まで言い切っているのですが、主語がなんとなく分かりにくいような気がします。

(早瀬会長代理)

文章が長いので途中で切れれば、文章は繋がっていくと思います。主語が分かりにくいところもあるので、文章を切った後に「この拠点は」といった形で入れてもいいかもしれません。

(廣田委員)

もう一つ文章を読んでいて「子どもの教育」とか「これからの子ども」とか若年層に対する配慮が良く読み取れるのですが、中高年層に優しいというか高齢者にもやさしいとか利用しやすいので、活用しやすくなるというようなことも入っていたほうがいいのかと思いました。

(有田委員)

廣田委員がお話されることもわかるのですが、10ページの「市民にとって」というところで述べている「何をすればわからない」とか「同じ思いをもつ人々」という中には、子どもから高齢者まで皆含んでいる。あえて高齢者だけを強調する必要があるのかということ。現在、pia NPOでも、すごく元気に活動されているシニアが多い。対象を年齢ではなく、今まで活動してなかった人が活動しやすいとか、思いがあるけど何をすればいいかわからないという人が利用しやすいことのほうが大事なのではないかと思います。

(早瀬会長代理)

現実からするとシニア層はどんどん活動されている。確かに子どもたちというか若い人たちが少し弱いのでそこを強調していると思います。

(山内会長)

それではタイトルも含めてこれでよいでしょうか。

本日は、大阪市協働指針【基本編】と市民活動推進拠点のあり方の基本的な考え方という二つの中間取りまとめを審議会から大阪市に報告させていただく形になります。今議論した意見の反映を踏まえてということになりますが、他にも文章に修正があれば早急に言っていただきたいと思います。本日に修正なりいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(市民活動担当課長)

山内会長をはじめ各委員の皆様ありがとうございました。

この間、長時間にわたりまして二つの課題に対して議論いただきましてありがとうございました。特にワーキンググループの皆様には6月から10月にかけて月1回のペースで議論いただくような、大変なスケジュールの中でご協力いただきましてありがとうございました。

先ほど山内会長からもありましたように多少修正とかあるようなら、ワーキング部会や山内会長にご一任をいただいて最終をまとめた形で、大阪市に中間取りまとめという形でご報告いただくことをご確認いただけたと理解しております。

今後ですが、大阪市協働指針【基本編】の中間取りまとめをホームページで公開していきますとともに、ワーキングの議論でもありましたが本市職員にどれだけ認識いただくかということにもなりますので、この部分についても広く職員の意見も募りながら一旦整理させていただいて、改めてご議論をいただきご協力をいただきながら最終報告に取りまとめたいと考えています。

えております。

市民活動推進拠点のあり方の中間取りまとめにつきましても、大阪市の施設関係の関係局もありますので、このあり方を踏まえて少し議論を重ねていきたいと思います。その中で、機能を施設に具体化していくかということにつきましても、もう少し具体的なところも審議会でご審議いただきながらまとめていきたいと考えております。最終的なものも大阪市の関係局の意見も踏まえて年度末に向けて最終報告にまとめていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

この後は関係局なりとの調整が出てきますので審議会のほうには、その意見も踏まえながら報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。次回の日程のほうは、そうした調整も出てきますので改めて連絡させていただきます。本日の議題のほうは以上になりますが、お手元にお渡ししております参考資料につきましてご説明させていただきます。

(市民活動担当課長代理)

参考資料のほうを1枚付けさせていただきます。

今年度の市民活動推進基金の後期の募集を9月に行いました。今回の寄附者意向としては、NPO法の17分野のうち、学術・文化・芸術・スポーツ振興と男女共同参画社会の形成の促進と子ども健全育成のテーマを中心に公募しまして、8団体の応募がありました。応募については毎回規模と団体が増えている傾向にあります。

後期の事業につきましては、合計87万円の4団体が選定されましたのでご紹介させていただきます。

それとリーフレットをつけておりますが、長野県飯山市、長野県北部の自治体で森林資源の豊かなまちであります。大阪市との関わりとしては昭和49年スポーツ交流スキー姉妹都市ということで、市民スキー大会やスキー教室を大阪市民が現地にいきまして市民交流を深めております。今年が35周年になりまして周年的に区民まつりでPRなどをしております。本日も本庁舎の1階ホールでもパネル展示や物産の展示をしておりますのでお時間がありましたらお立ち寄りいただきたいと思っております。

(有田委員)

一つ質問していいでしょうか。課長のほうから先ほどの説明で公開していくとお話がありましたが、ホームページでも公開されるのでしょうか。

(市民活動担当課長)

公開する時期については関係局なりの議論を踏まえてということになりますので、出来るだけ早急にとは考えておりますが中間段階のものについても公開していきたいと考えております。パブリックコメントにつきましては、ご意見を大阪市の寄せていただくという形になりますので、次回審議会のほうでもご報告させていただきたいと思っております。

本日はありがとうございました。